

「Web 会議システムを利用した会議への出席について」の一部改正について

1 目的

令和 4 年度に、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に対応するため、Web 会議システムを利用して会議に出席することを可能とし、その際の取扱いについて定めた内規を制定した。

近年のDX化の進展状況等を踏まえ、委員の負担を軽減し、審査会の効率的な運営を図るため、当該内規を一部改正し、Web 会議システムを利用した会議への出席について、事由を設けず、会長が認める場合は出席を可能とすることを明確にするもの。

2 背景

人口減少などの社会的課題に対応するため、社会全体としてデジタル技術のさらなる活用が求められる状況にあり、本県においても、県内全体のデジタル化を推進するため、令和 6 年 12 月に「みやぎ DX 推進ポリシー（2025～2027）」を策定し、デジタルツールの活用による働き方改革等に取り組んでいる。

これを受け、県の審議会等においても、事由を設けず会長が認める場合はWeb 会議システムを利用した会議への出席を可能とする運用としているところである。

3 一部改正案

資料 2－3 のとおり